

○板倉町新型コロナウイルス感染症対応板倉ニュータウン移住支援金支給要綱

(令和2年9月25日告示第77号)

改正 令和4年3月30日告示第29号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う新しい生活様式を実践するため、板倉ニュータウン内に土地と住宅を取得し転入した者に対し、予算の範囲内において新型コロナウイルス感染症対応板倉ニュータウン移住支援金（以下「移住支援金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給要件)

第2条 移住支援金の支給を受けようとする者（以下「支給申請者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当しなければならない。

(1) 板倉町住宅取得支援事業補助金交付要綱（平成27年板倉町告示第69号）第10条に規定する補助金額の確定を受けていること。

(2) 令和2年10月1日以後に、朝日野1丁目、朝日野2丁目、朝日野3丁目、朝日野4丁目及び泉野1丁目地内の土地の売買契約を締結していること。

(3) 取得した住宅が、前号の土地に所在していること。

(4) 第2号に規定する土地の売買契約締結日において、次に掲げる事項のいずれかに該当していること。

ア 支給申請者の年齢が50歳未満であること。

イ 支給申請者の配偶者の年齢が50歳未満であること。

ウ 支給申請者が、同一世帯において15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育していること。

(5) 令和2年10月1日以後に転入し、5年以上継続して定住すること。

(6) 板倉町暴力団排除条例（平成24年板倉町条例第16号）第2条第2号の暴力団員又は同条第3号の暴力団員等でないこと。

(移住支援金の額)

第3条 移住支援金の額は、70万円とする。

(移住支援金の支給申請)

第4条 支給申請者は、令和5年3月15日までに板倉ニュータウン移住支援金支給申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 支給申請者の住民票世帯全員の写し

(2) 土地の売買契約書の写し

(3) 前2号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

(移住支援金の支給決定及び通知)

第5条 町長は、前条の規定により板倉ニュータウン移住支援金支給申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、板倉ニュータウン移住支援金支給(不支給)決定通知書(別記様式第2号)により支給申請者に通知するものとする。

(移住支援金の支給請求)

第6条 前条の規定により通知を受けた支給申請者は、速やかに板倉ニュータウン移住支援金支給請求書(別記様式第3号)に、振込先の預金通帳等の写しを添えて移住支援金の請求を行うものとする。

(移住支援金の支給)

第7条 町長は、前項の規定により移住支援金の請求があったときは、移住支援金を支給するものとする。

(移住支援金の支給決定の取消し及び返還)

第8条 町長は、支給申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、板倉ニュータウン移住支援金支給決定取消通知書(別記様式第4号)により移住支援金支給の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により移住支援金の支給を受けたとき、又は移住支援金の支給を受けようとしたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が移住支援金の支給決定を取り消すべき事由があると判断したとき。

2 町長は、前項の規定により、移住支援金支給の決定を取り消した場合において、既に移住支援金を支給しているときは、板倉ニュータウン移住支援金返還命令書(別記様式第5号)によりその返還を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日告示第29号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。